

「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）につきまして、令和5年1月31日（火曜）から令和5年3月3日（金曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、26件の御意見を頂きました。本件について御検討いただきました皆様におかれては、御協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

なお、具体的な改正の内容については、[別紙2](#)を御参照ください。

改正後の監督指針は令和5年4月1日（土曜）から適用します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）

監督局保険課 損害保険・少額短期保険監督室（内線 3339・3232）

（別紙1）[PDF コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2）[PDF 「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（新旧対照表）](#)